



平成29年7月14日

各位

会社名 株式会社デジタルガレージ
代表者名 代表取締役兼社長執行役員グループCEO 林 郁
(コード番号：4819 東証第一部)
問合せ先 取締役兼上席執行役員 SEVP
コーポレートストラテジー本部管掌 曾田 誠
(TEL：03-6367-1111)
(URL：http://www.garage.co.jp/ja/ir/)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日の当社取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせ致します。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成29年8月1日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 108,600株
(3) 処分価額	1株につき2,109円
(4) 処分価額の総額	229,037,400円
(5) 募集又は処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役(※) 6名 60,300株 執行役員 8名 31,800株 子会社取締役 5名 16,500株 ※監査等委員である取締役並びに社外取締役を除く。
(8) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成28年9月29日開催の第21回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入すること、および本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額3億円以内の金銭報酬債権を支給することができることについて、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

(1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役が譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に対し、原則として中期経営計画の対象期間の初年度に用途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を発行又は処分（以下「交付」といいます。）しこれを保有させるものです。ただし、会社は、対象取締役との間で、「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」に記載の内容の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役は割り当てられた株式（以下「本割当株式」といいます。）を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等を行うことができない（以下「本譲渡制限」といいます。）ものとし、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限が解除され、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で会社に返還（譲渡）するものといたします。なお、「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」に記載している本制度の運用に関する事項等については、当社取締役会において決定致します。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び付与株式数の上限

対象取締役が支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は1事業年度3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は1事業年度120,000株以内とします。ただし、上記のとおり、本制度に係る金銭報酬債権は、対象取締役に対しては、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度にのみ3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する予定であるため、実質的には1事業年度1億円以内、かつ40,000株以内となると考えております。

(3) 本制度における譲渡制限付株式1株当たりの払込金額

本制度における譲渡制限付株式1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

(4) 今回の譲渡制限付株式報酬に係る処分について

当社では、本制度を執行役員並びに子会社の取締役に対しても導入しております。本制度は、当社の中期経営計画初年度において対象期間に相応した当社株式を一括支給することを原則としており、今回は、中期経営計画を見直したため、新たに中期経営計画の対象事業年度となる当社第23期事業年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）、当社第24期事業年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）及び当社第25期事業年度（平成31年4月1日～平成32年3月31日）について付与するものです。具体的には、当社第23期事業年度に相当する金銭報酬債権76,345,800円、普通株式36,200株（以下、「対象株式1年目分」といいます。）、当社第24期事業年度に相当する金銭報酬債権76,345,800円、普通株式36,200株（以下、「対象株式2年目分」といいます。）および当社第25期事業年度に相当する金銭報酬債権76,345,800円、普通株式36,200株（以下、「対象株式3年目分」といいます。）を合計した3事業年度分の報酬を、対象取締役6名、執行役員8名並びに子会社取締役5名（以下、「付与対象者」といいます。）に対して、付与いたします。なお、今回の譲渡制限付株式報酬の発行規模につきましては、当社グループが属するインターネット業界における経営者報酬の水準等を基礎に、付与対象者のこれまでの実績の評価や今回の譲渡制限期間における職責等を勘案し、決定しております。

尚、平成28年10月21日付で付与致しました譲渡制限付株式報酬のうち、当社第23期事業年度にかかる対象株式2年目分に関する報酬に関しては、中期経営計画の見直しにより本日開催の当社取締役会にて当社において無償買取を行うことが決議されました。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社は付与対象者と個別に譲渡制限付株式割当契約書を締結致しますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象株式1年目分 平成29年8月1日～平成30年7月31日

対象株式2年目分 平成29年8月1日～平成31年7月31日

対象株式3年目分 平成29年8月1日～平成32年7月31日

(2) 受給資格

付与対象者が、対象株式1年目分、対象株式2年目分及び対象株式3年目分がそれぞれ定める譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役員または使用人のいずれかの地位にあること。

(3) 業績達成による譲渡制限解除条件

当社は、中期経営計画の中で、各事業の状況に応じた指標を設けており、その達成に向けて、対象期間にわたり業務を推進してまいります。一方、当契約において、譲渡制限の解除条件は、各事業年度に係る決算短信に記載される翌事業年度の連結業績予想に対する達成率に基づき判定される旨定めております。当社としては、各事業年度における連結業績予想数値については、対応する中期経営計画対象年度の指標に沿ったものとなることを想定しております。

①対象株式（1年目分）

当社が公表する第22期事業年度に係る決算短信に記載された第23期事業年度の連結業績予想の連結税金等調整前当期純利益（以下「期首予想税引前純利益」という。）に対する、当社が提出する第23期事業年度に係る有価証券報告書に記載された連結税金等調整前当期純利益（以下、「実現税引前純利益」という。）の達成割合を「解除率」とし、解除率を対象株式数に乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）に相当する対象株式について、本譲渡制限を解除するものとする。ただし、100%以上の解除率は100%と、70%未満の解除率は0%とみなすものとする。

②対象株式（2年目分）

当社が公表する第23期事業年度に係る決算短信に記載された第24期事業年度の期首予想税引前純利益に対する、当社が提出する第24期事業年度に係る有価証券報告書に記載された実現税引前純利益の達成割合を「解除率」とし、解除率を対象株式数に乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）に相当する対象株式について、本譲渡制限を解除するものとする。ただし、100%以上の解除率は100%と、70%未満の解除率は0%とみなすものとする。

③対象株式（3年目分）

当社が公表する第24期事業年度に係る決算短信に記載された第25期事業年度の期首予想税引前純利益に対する、甲が提出する第25期事業年度に係る有価証券報告書に記載された実現税引前純利益の達成割合を「解除率」とし、解除率を対象株式数に乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）に相当する対象株式について、本譲渡制限を解除するものとする。ただし、100%以上の解除率は100%と、70%未満の解除率は0%とみなすものとする。

(4) 譲渡制限期間中に、付与対象者が任期満了または定年その他の正当な事由により退任または退職した場合の取り扱い

① 死亡による退任または退職をした場合

付与対象者の死亡後、速やかに割当株式に係る譲渡制限を解除する。また、解除条件は、対象株式

1年目分、対象株式2年目分及び対象株式3年目分それぞれにおいて、当該時点における(3)の業績目標の見込みに基づき算出された株数に、付与対象者の譲渡制限期間に係る在職期間(月単位)を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数を乗じた数の株数(単元未満株は切り捨て)を原則として、取締役会で決定する。

② 死亡以外による退任または退職をした場合

解除時期は、対象株式1年目分、対象株式2年目分及び対象株式3年目分それぞれにおける譲渡制限期間満了後とする。また、解除条件は、対象株式1年目分、対象株式2年目分及び対象株式3年目分それぞれにおいて、当該時点における(3)の業績目標の見込みに基づき算出された株数に、付与対象者の譲渡制限期間に係る在職期間(月単位)を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数を乗じた数の株数(単元未満株は切り捨て)を原則として、取締役会で決定する。

(5) 当社による無償取得

(2)(3)及び(4)等の理由により、譲渡制限が解除されなかった株式について、当社は当該解除時点後、当該株式を無償で取得することができる。

(6) 株式の管理

割り当てられた株式は、本譲渡制限の履行を担保するため、譲渡制限期間中は、付与対象者が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。

(7) 組織再編等における取り扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、付与対象者が保有する対象株式1年目分、対象株式2年目分及び対象株式3年目分それぞれにおいて、当該時点における(3)の業績目標の見込みに基づき算出された株数の数に、譲渡制限期間の開始月(平成29年7月)から当該承認の日を含む月までの月数を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数を乗じた数(ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、平成29年7月13日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である2,109円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えています。なお、この価格は東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の1ヶ月(平成29年6月14日から平成29年7月13日まで)終値単純平均値である2,082円(円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じであります。)からの乖離率1.30%(小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。)、3ヶ月(平成29年4月14日から平成29年7月13日まで)終値単純平均値である2,120円からの乖離率▲0.52%、及び6ヶ月(平成29年1月13日から平成29年7月13日まで)終値単純平均値である2,139円からの乖離率▲1.40%となっていますので、特に有利な価格には該当しないものと考えています。

以上